

令和7年度

いじめ防止基本方針

堺市立 登美丘東小学校

堺市立登美丘東小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

(いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）)

いじめは、「重大な人権侵害であり絶対に許されないもの」であるとともに、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうるもの」「だれもが被害者にも加害者にもなりうるもの」であるとの考え方を基本に、「いじめは未然防止・早期発見・早期解決が重要」との姿勢のもと、市（教育委員会含む）、学校、家庭や地域、関係機関等との連携を図り、取り組むものとする。

2 いじめの未然防止

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。また、本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

いじめの未然防止にあたっては、学校・学級において、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神が守られている環境が必要である。そして、そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び、人権感覚を育む学習活動を、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、また、学校行事を含む学校活動全般を通してのそれぞれの特質に応じて、総合的に推進する必要がある。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) けんかやふざけ合いであつても、見えない所で被害が発生している場合もあるた

- め、背景にある事情調査を行い、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- (5) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
 - (6) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
 - (7) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
 - (8) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
 - (9) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
 - (10) 保健の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることを学習しておく。

3 いじめの早期発見・早期対応

早期発見・早期対応の基本的な考え

- (1) 子どもの日常の変化に気を付ける。
- (2) 教員や保護者等と情報を迅速に共有する。
- (3) 複数教員等で速やかに対応する。

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、また、遊びを装って行われたりする。そのような行為を目にした時は、その場で行為を止めることが大事である。さらに、児童のささいな変化であっても早い段階からの的確に関わりを持ち、全職員で共通理解を図りながら積極的にいじめを認知していく必要がある。また、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

いじめの早期発見のために

- ・週に1回 i システムの内容確認。各学年で共有。
- ・月に2回 生徒指導委員会や職員会議等がいじめ防止会議を全職員対象に開催
(各学年の情報共有と対応についての協議)
- ・学期に1回の学校生活アンケートを実施。その後、全児童に聞き取り。
- ・電話相談窓口の周知 (配布物 学校ホームページ)

4 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、発見時または相談を受けた場合には、速やかにいじめ対策委員会に報告し、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。少なくとも2つの要件が必要。
 - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること。
 - ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。
(被害児童本人およびその保護者に対し、面談等により確認すること。)
- (6) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (7) いじめが解消した後も、保護者と組織的な連絡を行う。
- (8) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

加害児童対応

- ・加害児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体・または財産を脅かす絶対許されない行為であることと理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・学校や相手宅へ出向き、加害児童や加害児童の保護者の方とともに、被害児童への対応をする。
- ・保護者との相談し、必要に応じて、いじめた児童を別室で個別指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を行う。
- ・指導を継続しても効果がない場合は、黒山警察署と連携して対応する。
- ・いじめる児童が抱える背景にも注目し、不満やストレスを的確に発散できる力をはぐくむ。
- ・同じことが起きないように、一定期間、個別に話を聞く等の経過観察期間を設ける。

被害児童対応

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人やつながりの深い教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い、支える体制を作る。
- ・いじめられている児童生徒の自尊感情を高めるように留意する。
- ・同じようなことが起きていないか、一定期間、個別に話を聞く等の経過観察期間を設ける。

【いじめ対策委員組織】

校長 教頭 教務 指導教諭 生徒指導主任 当該学年団
必要に応じ、養護教諭、SC、SSC

いじめに対する措置について

①いじめが発生した場合

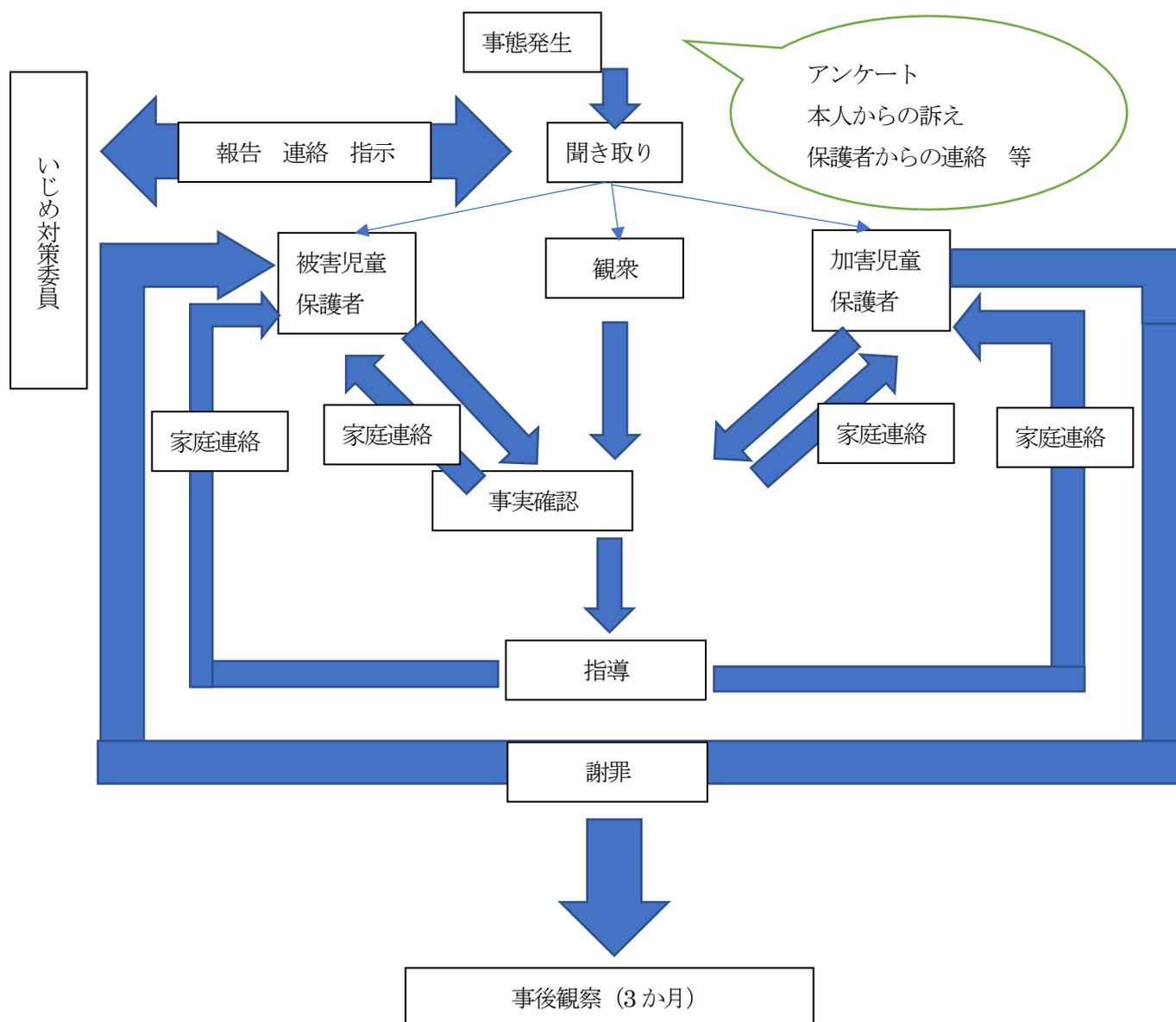
- (1)いじめを発見・通報を受けた教職員は「いじめ対策委員会」に直ちに報告し情報を共有する。
- (2)いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3)いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。
- (4)必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師など外部専門家等からアドバイスを受ける。また、いじめ問題への対応として、「いじめ防止」をテーマにした校内研修を夏季に実施する。

②重大事態が発生した場合

重大事態とは、いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより、相当の期間(年間30日を目安、一定期間連続して欠席している場合)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合。

ただし、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、上記に係らず重大事態として調査にあたる。

重大事態への対処については、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、指導助言を受けつつ、以下のように事態の対応、収束を図る必要がある。



5 いじめアンケート調査の実施

6月、11月、2月の計3回、「いじめ防止のためのアンケート」調査を実施する。記述について、子ども全員について話す機会を作り、状況把握に努める。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

6 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、教務、生徒指導主任、当該学年主任、当該学級担任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーを構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「校内いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。
- (5) 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等にあたること。

※重大事態への対処について、重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として、事実確認を個別で行い、徹底した調査に努め、校長が情報を集約し、調査結果についても、保護者・教育委員会に適時・適切な方法で迅速に報告する。(文部科学省 学校用重大事態対応フロー図巻末参照)

7 ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、小学校4・5・6年生を対象にネットいじめ防止教室開催し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

さらに、ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに黒山警察署に通報し、適切に援助を求める。

8 いじめ防止対策における留意事項

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた児童の安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) (傍観者への対応)
いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えること。
- (5) (観衆への対応)
いじめをはやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。
- (6) 特に配慮が必要な児童等については、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うこと。
 - ・発達障害を含む、障害のある児童
 - ・海外から帰国した児童や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ・震災や原子力発電所事故などにより被災した児童又は避難している児童

9 本校以外の教育相談の窓口

子どもの学校生活や家庭教育についての相談	子ども電話 教育相談 (こころホーン)	072-270-5561 (つながれこころひとつ)	24時間いつでも受付けています。	教育センター
	面接教育相談 (ソフィア・堺 5階)	072-270-8121 (予約制)	火曜から土曜日 午前9時から午後5時30分	
	面接教育相談 (人権ふれあい センター 3階)	072-245-2527 (予約制)	火曜から土曜日 午前9時から午後5時30分	
いじめに関する相談		072-340-3478	月曜から金曜日 午前9時から午後5時30分	生徒指導課
障害のある幼児・児童・生徒についての就学・進学などに関する相談		072-340-2323	月曜から金曜日 午前9時から午後5時30分	支援教育課